

「皇民化」を目撃する 映画『台南州 国民道場』に関する試論

三澤真美恵

1 はじめに

植民地期台湾において一九二〇年代半ばから拡大傾向にあった映画市場は、滿州事変後も一九三〇年代を通じて成長を続けた。しかし、台湾人の民族資本による映画製作は、実験的な試みにとどまって産業化しなかった。いっぽう、植民地統治者側が製作した映画もまたほとんどが散逸しており、日本の敗戦による植民地支配からの解放後も、フィルムを実見して実態を考察することが難しい状況が長く続いた。

こうしたなか、民間に私蔵されていた植民地期台湾で流通した映画フィルムと検閲済み映画脚本が、二〇〇三年に国立台湾歴史博物館 (National Museum of Taiwan History) 以下「台史

博」と略記) によって購入所蔵された¹⁾。映画フィルムの多くは日本で製作され台湾で流通したものとみられるが、なかには台湾現地で製作されたものも含まれている。これらは、当該時代の台湾を知る上での貴重な歴史資料としての価値を持っているといえる。同資料は、その後国立台南芸術大学によるデジタル修復作業を経て、現在では台史博ホームページ上で閲覧することが可能になった²⁾。なお、筆者は同資料(以下、「台史博資料」)に関する調査を台史博より依頼され、科学研究費補助金を得て共同研究を推進することになったという経緯がある³⁾。台史博資料に関する先行研究としては、まず台史博と台南芸術大学による基礎研究の成果として呉密察・井迎瑞編『片格轉動間的台湾顕影——国立台湾歴史博物館修復館蔵日治時期記録

影片成果』(台南・国立台湾歴史博物館出版発行、二〇〇八年六月)があるほか、個別のフィルムに関わる幾つかの研究がある(陳怡宏 二〇〇八)(古川 二〇一一)(三澤 二〇一〇a)。これらの研究から、現在確認できている台史博資料の性格は、次のように整理することができよう(三澤 二〇一〇a)。

①映画フィルム流通時期は一九二〇年代半ばから戦時期(ただし北京語トーキー七巻はその内容から戦後に製作流通したものとみられる)。②政策宣伝関係・日本語字幕に記された原作・監修・後援・製作・配給者名(「後援大蔵省」、「逓信省管理局製作」、「製作・海軍省」など)の記載から、多くは植民者による政策宣伝としての性質をもっている。③「台南」関係・政策宣伝のなかでも、「馬産報国」「台南州畜産会」「台南州 国民道場」など、台南州に関わる内容が複数確認できる。④「教育」関係・「東日・大毎」学校巡回映画上映や「水力発電と電力輸送」など非営利の教育目的と思われるタイトルが複数確認できる。⑤商業的娯楽映画・「キートンの海底王」「水戸黄門廻国記」など、商業的な娯楽映画フィルムも含まれている⁴⁾。

⑥「台南州教育課」の印字入り映画検閲脚本・台史博所蔵の映画フィルムと映画検閲脚本はどちらか一方しか存在しないものもあるが、合致するものも複数確認でき、脚本の場合は小冊子形式の表紙には「台南州教育課」と印字された用紙が使われて

いる。

本稿では、このうち『台南州 国民道場』(製作年不詳)というトーキーの映画フィルムを取り上げて考察することとした。というのも、同作は資料群のなかでも貴重な台湾現地で製作された映画フィルム的一本であり、なおかつ資料群に関わりの深い台南で撮影されたことがタイトルや内容から確認できるからである。ただし、台史博資料に含まれる他の映画同様、同作もまた、「いつ、誰が、誰に向けて、どのような目的で、何を、どのように、どこで撮ったか」というメタ・データが不完全である。そこで、以下では、この「生の史料」としての映画フィルムについて、出来る限りの事実関係の解明(fact finding)を試みることを目的として、以下の二点を具体的な課題としたい。すなわち、『台南州 国民道場』のタイトルにある国民道場とはどのようなものなのか、同作は当該時期の映画統制のなかにもどのように位置づけることができるのか、という二点である。

2 国民道場とは何か

映画『台南州 国民道場』の字幕およびナレーションから、同作の撮影対象が台南州にある「国民道場」であり、同作の製作者が「台湾映画協会」(次節で言及)であることがわかる。

また作中に登場する「鍊成証書」の日付が「昭和一八年五月二十七日」であることから製作年は一九四三年五月前後から一九四五年八月以前と推定することができる。

だが、そもそもこの「国民道場」とはいったい何なのか。映画のナレーションから、それが青年を「皇民鍊成」するための場所であることは理解できるものの、単に施設を指す名称なのか、人的な組織を指す名称なのか、台南州のみにあるのか、他州にもあるのかなど詳しいことは不明である。また、「皇民」とは辞書的には「皇国」すなわち「天皇の統治する国」の民をいうが、台湾において「皇民化、工業化、南進基地化」が政策として打ち出されたのは小林躋造が第一七代台湾総督だった時期（一九三六年九月～一九四〇年一月）からである。「化」という接尾語は主として漢語に付いて、そのような状態に変える（交わる）という意味をあらわす。したがって、皇民化政策や皇民化運動は、辞義的には「もともと皇民ではない状態から皇民である状態に変える（交わる）」政策や運動ということになる。当該時期には似たような皇民化のための組織が多く登場したわけだが、台南州の国民道場は、他の皇民奉公会や勤行報国青年隊などどう違うのか。

管見の限り、国民道場に特化した研究は見当たらないが、国民道場を取材した周金波の小説『助教』を分析した植民地期台

湾文学研究に和泉司の『日本統治期台湾と帝国の〈文壇〉——文学懸賞』がつくる〈日本語文学〉（二〇一二年、ひつじ書房）がある⁵⁰。また、直接に国民道場に言及しているわけではないが、総力戦下における台湾人の動員過程を明らかにした近藤正己『総力戦と台湾』（一九九六年、刀水書房）、植民地期台湾の青年団を研究した宮崎聖子『植民地期台湾における青年団と地域の変容』（二〇〇八年、御茶の水書房）は、いずれも青年の皇民化を目的とする国民道場について考察する上で重要な先行研究といえる。

ここでいったん「皇民化」を先行研究がどのように捉えているかを見ておきたい。近藤正己は、国家の総力を動員する総力戦において、「人力」や「人命」を植民地から吸い上げるには「人心」の動員が不可欠であり、「人心」の動員とは「植民母国に対する忠誠心をつくりあげ、自発的に戦争参加すること」（近藤 一九九六・一四一）であるがゆえに、日本人は「人心」動員の前提として台湾人に「日本人と同じように行動する人間」を求めた。それが台湾人の皇民化だった（同前）という。また、宮崎聖子は「皇民化」という言葉が一九四〇年には一種の流行語のようにメディアで取り上げられ、「台湾人青少年に、日本語の習得のみならず日本語常用、さらにはしぐさや目の配り方にまで日本人らしさを求め、そして「りっぴな日本人」と

なること、究極的には、日本の兵隊となり喜んで死ぬことのできる心性をさえ求めた」(宮崎 二〇〇八・二六九)と指摘する。

本節では、こうした先行研究の成果を参照しつつ、当該時期の新聞雑誌記事や台湾総督府文書などを使用して、台南州の国民主道場に関する事実関係を整理していきたい。

まず、植民地期台湾における青年の動員過程を簡単に振り返っておこう。宮崎聖子(二〇〇八)の整理によれば、植民地期の青年団政策は以下の六つの時期に区分できるといふ…第一期青年教化の基礎準備期(一九一〇年代)、第二期 抗日運動の防波堤期(一九二〇年代)、第三期 青年団統制開始期(一九三〇―三五年)、第四期 部落青年団設置期(一九三五―三八年)、第五期 兵員養成期(一九三九―四二年)、第六期 青年の管理機関期(一九四三―四五年)。このうち官製の青年団が教育機関としての性格を失い銃後奉仕団体へと変質したのは一九三七年盧溝橋事件勃発後である(同前二四一)。総督府に国民精神総動員本部が設置され(一九三七年九月一〇日)、住民に対する教化網を密にするため新たに設置された部落(従来 of 街庄よりもさらに小さい一般行政の末端組織、一保もしくは数保をあわせたものに相当)を単位として、青年団でも教練や査閲などの軍事色の強い活動が行われるようになった(同前 第

四章)。また、近藤正巳によれば、一九四一年三月二九日勅令第二五五号「台湾教育令改正」が公布され同年四月一日から従来の公学校と小学校の別(実質的に民族別で設置されていた)がなくなり、「皇国民」の錬成を主眼とした国民学校の制度が始まり、「戦時教育体制が整った」という(近藤 一九九六・三七六)。それまで台湾人が対象からはずされていた青年訓練所も青年学校と改称され、台湾人をも入学させるようになった(同前)。

一九四一年四月には台湾の全住民を参加対象者とする皇民奉公会が組織され、同年六月に陸軍特別志願兵制の台湾での施行が閣議決定されると、さらに明確に戦争動員を意識したさまざまな青年訓練施設が設置された(近藤 一九九六・三六五)(宮崎 二〇〇八・二八三、二九二)。なかでも同年一二月に設置された総督府による勤行報国青年隊(台北州では総督府に先駆け一九三八年から活動)は、中等以上の学校に進学しない青年層に対し総督府が経費を負担して教育・訓練を行った初めてのケースとして注目に値する(宮崎 二〇〇八・二八二)。⁶一九四四年四月には台湾での徴兵制が予定(一九四五年四月)よりも早く一九四四年九月から実施(徴集は一九四五年四月から)されることになり、上述の勤行報国青年隊も一九四四年四月から徴兵制のための訓練機関である官立の青年特別錬成所に

改組された（同前 三一―）。一九四五年になると皇民奉公会が国民義勇隊に改組され、大学から青年学校、国民学校にいたるまでの在学生や勤勞青年が学徒隊として管理されるなど、島民すべてが戦闘体制に編入された（同前 三六七）（近藤 四三二）⁽⁷⁾。

国民道場もまた、こうした一連の青年動員過程のなかで登場した。国民道場について当時の新聞『台湾日日新報』を参照すれば、一九三八年一月の記事で高雄州⁸、一九三九年二月の記事で嘉義郡民雄庄⁹、一九四一年一月の記事で新竹州新竹神社外苑など¹⁰、映画に登場した台南州以外でも国民道場が建設されていたことがわかる¹¹。また、勤行報国青年隊については、先述のようにまず台北州で設置された後に、総督府が全島的な組織としてあらためて設置しているが、国民道場については総督府レベルでの設置を示す資料は確認できておらず、あくまでも州や郡レベルの組織であったと思われる。

台南州の場合には一九四二年台南州令第二五号に「台南州国民道場規程」を認めることができる¹²。その第一章「総則」には以下の文言がある。「本道場は台南州皇民鍊成の聖域なり聖域に於ける総べての行事は朝夕先ず清明心を以て神靈に応え忠霊塔を仰ぎ常に清酌庶羞の薄奠を設くるの気持にて感謝と奉公の誠心を以て之を行／＼本道場は皇国の道に則る団体生活訓練

に依り州民を鍊成して日本精神を体認せしめ入りては部落振興に寄与し出でては海外への発展を図り以て皇国の進展と本州の興隆とに貢献せしむるを以て目的とす」。さらに、同第三章「職制」および同年台南州訓令第二四号「台南州国民道場長職務規定」からは、道場長、副道場長、主事のほか、総務部には部長と係若干名、教務部、作業部、鍊成部の各部には部長と指導員若干名と助手若干名など、職員がいたことがわかる。つまり、国民道場とは施設名称であると同時に職制を有する組織名称でもあったことになる。また、前掲の州令によれば「入場生は知事の指名又は委託鍊成を許可せる者に限る」とあり、このうち指名されて入場した場合には「食費旅費及医療費の一部を給す」が、自ら「熱望」して入場する場合には「道場費を徴収」するなど、皇民奉公会が民族はもろろん老弱男女を問わず島民全員を参加対象としたのとは異なり、州民全体を参加対象としたわけではなかった。当該施設の鍊成指導員を取材した記事では、「此の六月一日からはイの一番に志願兵訓練のために開場」するとして、まず州下の「青年団員」を網羅的に收容鍊成し、次いで「知事の指名による入場者、即ち学校生徒、各街庄役場職員、或いは警察官等」、さらに「一般希望者としての各銀行会社などの依託鍊成」を受け付けるといふ運用計画が示されている¹³。

国民道場の目的が「皇民錬成」にあったことは上記の通りだが、高雄州国民道場に関する一九三九年三月の記事では「皇道精神の徹底」と同時に「南方進出の拠点としての真価発揮を軌道に乗せるべく本島人拓殖青年大□養成を旨指して」¹⁴、民雄の国民道場に関する一九四〇年九月の記事では「農村□興の機軸をなす中堅人物の魂と技術に磨きをかける」¹⁵などの報道があり、当初は銃をもつ兵士を育成するというよりむしろ拓殖・農業方面での「銃後奉仕」をなす台湾人青年を養成することに主眼がおかれていたようにみえる。

ただし、台南州国民道場の場合、高雄州と同様に皇紀二六〇〇年記念事業として企画された点は同じだが、「戦没英霊」を祭祀する忠霊塔を中心にして国民道場を付設する形で構想された点で¹⁶、当初からより軍事色が強い印象がある。新聞報道（一九四〇年一月五日）には、州知事である一番ヶ瀬の「□然たる国際情勢を外に平和なるその日その日を送り得るは……人命を国家に捧げた数多の□忠の英霊あることを我々島民は一日としても忘れてはならない」という発言と共に、軍で考慮されていた忠霊塔の建設が「郡官民一致の至誠」で建設されたことが伝えられている¹⁷。一番ヶ瀬佳雄は一九四〇年から台南州知事に着任しているが、忠霊塔と国民道場の建設費として個人で八〇〇円を献金している¹⁸。ここで一番ヶ瀬佳雄の履歴を振

り返してみると、東京帝国大学法学部を卒業後（高文試験は卒業の前年に合格）、農商務省官僚としてキャリアをスタート、台湾には殖産局農務課長として着任した¹⁹。そして、殖産局農務課長時代の一九三八年、一番ヶ瀬は台湾人青年一千名を徴傭し「農業義勇団」の軍夫として戦地に送出する事業に関わっていた（宮崎 二二九）²⁰。近藤正己によれば、台湾における軍夫の徴傭は一九三七年から始まっていたというが、一番ヶ瀬は植民地の農務官僚として早い段階から台湾人青年の戦時動員に関わっていたことになる。興味深いことに、この台湾農業義勇団の作業状況もまた「一般国民に紹介して大陸経営への認識資料たらしむる意図の下」に「フェルム」に収められている²¹。また、台南州に先んじて国民道場建設を発表した当時の高雄州知事であった内海忠司（高雄州知事期一九三五年九月八日〜一九三九年四月九日）が、同州知事就任後に軍との接触が「格段と増加」したことを、内海の日記を精査した近藤正己が指摘している²²。つまり、軍との関係が近い内海や一番ヶ瀬のような地方行政長官がいた高雄や台南で、率先して州立国民道場の建設が進められたことになる。

台南州国民道場の「中心」²³たる忠霊塔については、総督府情報課発行の『部報』では建設労力奉仕に従事する市民の写真が三頁連続で「聖なる奉仕」「忠霊塔建設挿話」として掲載さ

れると同時に、忠霊塔建設の由来として盧溝橋事変で戦没した台南出身軍人のエピソードを紹介している（「忠霊塔建設挿話」『部報』一三二二号、一九四一年一〇月一五日、一九頁）。すなわち、山の中佐（当時少佐）が存命時に台南公園内に風雨にさらされた忠魂碑を見つけ部下を督励して清掃し、戦地で妻あてに書かれた遺書にまで忠魂碑を埋もれさせないよう願う言葉が書かれていたことを紹介し、「此の遺書に接した、台南州、市当局の人々は、山の中佐の遺志を如何にして具現すべきか」考えたことが忠霊塔建設の背景にあったとしている。さらに、『部報』一九四二年八月一日号（二二―二七頁）では「現地報告 臺南の日輪兵舎」と題して第一期の建設が修了したばかりの現地を訪問し、その「広大なる」「皇民鍊成聖域」を紹介している。こうした報道には、地方行政官僚が市民を動員して軍人の遺志を具現することに腐心するという、いわば、地方レベルでの官軍民の協力ともいえるべき演出が感じられる。

なお、上掲記事の内容と写真から本稿で扱う映画『台南州 国民道場』で撮影されたのは、映画冒頭に登場する独特の形状の建物（「日輪舎」と呼称される）を擁し、台南市沙見ヶ丘（現在は国立台湾文学館となっている州庁舎の南側、総坪数一四万余坪）に建設された施設（開場は一九四二年六月一日）と同日である。なお、周金波の小説『助教』に登場する斗六の国

民道場は同じ台南州下にあるが映画に登場するものとは別で一九四三年二月一九日に開場している²³。

3 戦時下の映画統制

— 映画『台南州 国民道場』製作の背景

植民地期台湾では一九二〇年代半ばから一九三〇年代にかけての市場拡大によって映画は人々の中心的な娯楽となっていたうえ、戦争の勃発という非常事態のなかでその実態を知り得ない人々、とりわけ日本語による情報を理解できない人々にとっても視覚的な把握が可能という点において、以前にもまして重要な情報源となっていた。『台湾日日新報』一九四〇年一月一〇日の「映画は砲弾だ」という軍部の発言をタイトルにした記事や、太平洋戦争勃発後の一九四二年一月五日付け「ニュース映画会へ押し寄せた人波」と題する「蜿蜒長蛇の列」をなす人々の写真と報道などからも、当該時期の映画がもっていた絶大な力をうかがわせる【図版1】【図版2】。総督府もまた、そうした映画の影響力を理解していたからこそ、山間僻地など商業的映画にアクセスできない地域に映画を巡回上映するため情報課内に台湾映画協会を設置し（一九四一年八月）²⁴、それまで資本主義的自由競争の下にあった民間の映画会社や娯楽興行



【図版 1】



【図版 2】

会社を台湾興行統制会社に統合して（一九四二年三月～四月）²⁶商業的映画についても一元的な管理をおこなうようになったのだといえる。

こうした台湾総督府の映画統制のあり方を分析するために、以下では次の【表一】の枠組を用いてみたい。

この分析枠組は、文言は若干異なるものの別稿でも使用しているので（三澤、二〇〇七）（三澤、二〇一〇b）重複説明となり恐縮だが、本稿での分析対象に即して一応の説明を加えておく。

情報統制において、検閲・取締を消極的統制、宣伝・指導を積極的統制と捉えることはすでに複数の論者（戸坂潤、一九三

【表一】映画統制に関する分析枠組

| | | | | |
|----------------|----------------------|------------------------|----------------------|------------------------|
| 統制の内容 | 消極的統制 検閲・取締 | 〈我々〉 | 統制の対象 | 〈彼ら〉 |
| | | 〈我々〉からの・への「負の要素」を取り締まる | | 〈彼ら〉からの・への「負の要素」を取り締まる |
| 積極的統制 宣伝・指導 | 〈我々〉からの・への「正の要素」を広める | 〈我々〉からの・への「正の要素」を広める | 〈彼ら〉からの・への「正の要素」を広める | 〈彼ら〉からの・への「正の要素」を広める |

五〇一九七七）（田島太郎、一九三七）（鄭用之、一九四一）

（奥平康弘、一九八六）（杜雲之、一九七二）が使用している枠組だが、本稿では各論者が使用した積極・消極の概念を整理して、映画統制を包括的に捉えるため、検閲や取締に代表される統制を「統制主体」として「負の要素」を取締まる消極的統制、「宣伝や指導に代表される統制を「統制主体」として「正の要素」を広める積極的統制」として考察する。さらに、映画がもつ視聴覚メディアとしての大衆性や越境性といった特徴を加え、統制の対象を〈我々〉〈彼ら〉として腑分けして論じていく。というのも、情報統制の目的とは、統制主体の政治目的を達成するために情報を統制することにあるが、本稿で論じているような戦時下では、統制主体は動員すべき統治対象に運命共同体としての「我々」イメージを広めることが重要だったと思われるからである。

ただし、ここで注意したいのは、統制主体が想定する〈我々〉〈彼ら〉の境界は場面によって可変的であり、積極・消極の統制も運用においては表裏一体の面をもつという点である。この点、本稿の分析対象たる映画『台南州 国民道場』は「帝国」内部における台湾総督府を統制主体とする積極的統制の一環ととらえることができるため、以下では当該時期台湾における映画製作や映画上映など具体的な事例を挙げ、当該時期の積極的

統制の特徴を明らかにしたうえで、『台南州 国民道場』がどのように位置づけられるのかを考察してみたい。

「帝国」内部の〈我々〉と〈彼ら〉

国民国家における〈我々〉〈彼ら〉の境界は一般的に自国民と他国民の間に想定されるが、本稿における統制主体としての台湾総督府にとっては植民地台湾の「我々」とそれ以外の「帝国」内他地域の「彼ら」との間に想定することも想定できる。

たとえば、盧溝橋事件の勃発による日中戦争の全面化以後、台湾人を観客とする市場で最も人気があった中国映画の流通が厳しく制限されるようになるなか（これは「帝国」外部の〈彼ら〉からの「負の要素」取締といえる）（三澤 二〇一〇b・五三―一五五）、代わって人気を集めたのは戦場で撮影された日本製のニュース映画や軍事映画である（三澤 二〇一〇b・五七）。盧溝橋事変後の新聞は「支那兵を膺懲する／壮絶！事変映画」（『台湾日日新報』一九三七年八月一日）と題した一三日間連続のニュース映画会、「非常時局に呼応し／軍事映画の洪水」（同前 一九三七年八月五日）など、時局映画や軍事映画が盛んに製作上映されている状況を知らせる。ただし、内務省検閲済の「内地」製フィルムといえども、独自の検閲制度をもつ植民地台湾では総督府が台湾の実情にあわせて再度検閲を行

った(三澤 二〇〇一・七〇)。したがって、これらの「内地」製フィルムは、「内地」の中央政府のみならず現地の統制主体たる台湾総督府にとっての「正の要素」を宣伝するための二重のフィルターを通過した内容に限られていたといえる。

また、植民地における軍事動員との関係で着目したいのは、台湾での志願兵制度実施の閣議決定(一九四一年六月)²⁸後、すでに一九三八年から志願兵制度が実施されていた朝鮮半島で製作された映画『志願兵』(一九四一年)が台湾でも上映され(一九四一年一月)²⁹、志願兵制度実施(一九四二年四月)前には情報課の雑誌『部報』に「朝鮮志願兵」と題する特集記事が三号連続(一九四二年二月一五号―三月十五号)で掲載されていることである。雑誌連載で取り上げられているのは朝鮮で最初に志願兵となって戦死した李仁錫(イ・インソク)であり、その逸話は『志願兵』と同じく一九四一年に製作された朝鮮映画『君と僕』(朝鮮軍司令部制作、朝鮮総督府・陸軍省報道部後援、日夏英太郎/許泳演出)の原案にもなっている(金麗實、二〇〇六・七七)。ここでは、「帝国」内部の「彼ら」朝鮮人の活躍を、「我々」台湾内部の志願熱を煽るための「正の要素」として利用しているといえる³⁰。徴兵制実施を控えた一九四三年三月三日『新建設』には志願兵制度が朝鮮にのみ施行された当時を振り返る台湾人の署名記事に次のような文言が

ある。「わが台湾は……凡ゆる点に於いて、朝鮮より落ちるとは思われぬ。……然るにわが台湾を置去りにして朝鮮にのみこの制度を施行する事は真に遺憾に堪えない」。そのあとには、制度が導入された後の台湾における志願状況を朝鮮と比較している。文中には「自分も又殊更に朝鮮同胞を比較の対象にする意図はないが、唯これらの事実は何よりも本島民衆の赤誠を物語る一つの証左と言えるであろう」という断わりがあるものの、記事全体のロジックは「彼ら」朝鮮と「我々」台湾との間で「赤誠」を競いあっているから「本島人青年」は奮起すべしというものだ。同じ日本の植民地であったことに着目すれば、植民地統治者たる日本人を「彼ら」として被植民者たる「我々」が団結するイメージも理念的にはありえたはずだが、当該時期に流通していた映画や活字で朝鮮人と台湾人とが共有できる「我々」イメージは「皇民」というイメージに限り許されていたといえよう。

台湾総督府による映画製作

以上は「帝国」内部の「彼ら」からの「正の要素」を広める映画利用の事例だが、以下この時期に台湾総督府が自ら製作に関与した映画にはどのような傾向があるかを見ていきたい。

筆者はかつて一九二〇年代に映画利用を始めた台湾教育会の

動向を分析し、そこに「帝国」内で台湾を紹介しその治績を宣傳する「台湾イメージの伝達者」と、台湾内部とりわけ台湾人に向けて日本による植民地統治の正当性を宣伝する「日本イメージの伝達者」という二つのアイデンティティが存在すること指摘した(三澤 二〇〇一)。台湾の外部と内部が異なる訴求対象によって構成されている以上、戦時下の台湾総督府による映画統制においてもこうした二つの傾向は継続して認められる。

たとえば、一九三七年四月に製作を開始した映画『阿里山蕃』は「輝く本島理蕃の沿革を劇化してフィルムに収録し一百年前の殺伐な首狩時代より向上発展の途にある現在までの蕃情風俗を良く後世の史料に残すべく」³¹台湾警察協会が巨額の経費と人員を割いた治績宣伝映画であり、同じく一九三七年に製作された台史博フィルムに含まれる『南進台湾』の場合は「帝国の南に伸びる礎石たる台湾の存在を再認識せしむるため」³²観光と産業を主題として「重要性をもつ台湾を紹介せん」とする目的をもっていた。このほか、総督府文教局製作の『時局下の台湾』³³や台湾総督府と日活の共同製作による劇映画『海の豪族 南方発展史』(一九四一年)³⁴なども、台湾内部はもちろんのこと「内地」や朝鮮半島にいる「彼ら」へ向かって台湾の地政学的重要性を時局や歴史と絡めて宣伝するものとみてよい

だろう。

また、この時期総督府臨時情報部が熱心に製作し始めたものに『明け行く厦門』(一九三九年、「無敵海軍陸戦隊の勇猛果敢な敵前上陸の有様から新生興隆の一路を辿る厦門の現況」³⁵)、記録映画『興亜の華』(一九三九年「南支派遣軍からの依頼によって広東訪日婦女団の一行が上京の途次台湾に立ち寄った際の視察見学等の状況」³⁶)、文化映画『広東』(一九四〇年)³⁷、「正義皇軍の不断の努力と一衣帯水の間に在る吾台湾の献身的協力によって着々と進められつつある広東の復興と建設の現状を紹介」³⁸)など、台湾と南方との関係をアピールする「南進政策映画」³⁹がある。そこには「大東亜省以後の台湾が「琉球」になるか、それとも大東亜の中心点となり心棒となって共栄圏を回転さすかは、その結果に於て万里の差だ。……考えようで、又努力次第で、台湾の「日本一」を新高山以外に幾つも作ることは可能である」(台湾の「日本一」『新建設』一九四二年一月一三日、一頁)という「帝国」内部ヒエラルキーにおける上昇欲求や、「台湾といえは高砂族とかなんとか言って台湾を非常に猟奇的に考えている。……少くとも決戦下の台湾を断然見直して貰いたい」(台湾を見直せ 座談会『新建設』一九四三年八月一日、一〇頁)という「帝国」の周辺に置かれていくと認識する者ゆえのルサンチマンが見え隠れする。

これに対して、台湾内部に向けた「日本イメージの伝達」の方向としては、たとえば新竹州製作の『御国詣で』（一九三七年）が挙げられよう。これは日本各地の名所旧跡を撮影し「本島人の祖国意識」⁴⁰教化に役立てようとしたもので、一九二〇年代から台湾教育会が実践していたのと同様に、台湾内部（そこには内地を知らない台湾生まれの「湾生」と呼ばれる在台日本人も含まれるだろう）に向けて「日本精神を鼓吹」⁴¹する内容といえる。その意味で、「皇民化」運動時期に新しく登場してくるのは、「出征軍人の駅頭に於ける見送りの風景は大和魂の発露」⁴²であるとして台中州教化連盟がこれを撮影して巡回上映する計画など、軍人を「日本精神」イメージとして定着させるような映画利用である。

もっとも、こうした「日本精神」の鼓吹は当該時期「内地」製の劇映画の十八番ともいうべき内容だった。『部報』（一九四〇年三月一日）には映画『九段の母』を見た台北市老松公学校児童の「綴方」が紹介されているが、そこには台湾人の少年が「三人のこの靖国の対面に僕は思わず手を目にあてた。真に我々日本人でなければ味わえぬ感激であった」（同二五頁）といった感想が述べられている⁴³。

だが、多くの台湾人にとって、戦死した軍人やその家族の映画は果たして「真に我々日本人」として受け止め得るものだったのか。だが、むしろ、そうではなかったからこそ、上記のような少年の感想が情報課の機関誌で掲載される必要があったのではないか。

戦時下の台湾メディアで多用されたのは「台湾一家」ないし「台湾一家の三兄弟（三兄弟とは「内地人、本島人、高砂族」を指す）」⁴⁴という言葉である。後者は特に異民族であることを前提としつつも、「不沈艦」⁴⁵台湾に乗り合わせた以上、「戦争に内台人の別はない」⁴⁶という状況を甘受せざるを得ない、運命共同体としての「我々」をイメージさせるための言葉であった。だが、これが空虚なスローガンでないことを演出するためには、「内地人」ではなく「本島人、高砂族」側がそれに同意していることを示す必要があった⁴⁷。ここに、台湾人がスクリーンに登場する映画を総督府が独自に製作しなければならぬ理由があったと思われる。

一九四一年四月一二日『台湾日日新報』には「皇民錬成の結実／訓練開始後素晴らしい好成績／伸びる勤報青年隊員ら」と題する三段組みの記事があり、左端には「本社講堂でニュース映画を観る隊員」の写真が掲載されている【図版3】。その数日後（一九四一年四月一八日）に「映画になる勤行報国青年隊

／近く試写会」【図版4】として、「菓立って行った隊員達の營舎における日課並に生活をあらゆる角度から映画に記録し近く入隊の新しい勤行戦士たち或は六百万島民に認識させよう」という計画が報道されている⁴⁸。台史博所蔵フィルム中には、同記事に符合する映画『台湾勤行報国青年隊』（台湾総督府製作）が含まれている【図版5】。台湾人青年の活動が映画化されることは、台湾人青年自身にとっては、かつて仰ぎ見ていたスクリーンに自らが登場し、家族や友人を含めた台湾現地の人々に仰ぎ見られる、ということの意味する。

そして、本稿が研究対象とする映画『台南州 国民道場』【図版6】は、まさにそうした台湾人青年自身が、一人や二人でな



【図版3】

堂々たる勤報青年隊員 寫眞(上)は團題を掲げ、
都市中行道、(下)木村講堂でニュース映畫を觀る隊員

く集団でもって日本人となることに励む様子を記録したものである。この映像に際立っているのは、個別の感情がまったく読みとれない無名性、「教」としての同調性である。フィルムには屋外での教練や農作業、教室での受講風景のほか、白鉢巻きに禪姿の青年たちがずらりと並んで神道の「禊」を行う場面がある。四角いプールの水に入る前段階の所作(神道の作法で「鳥船(とりふね)」、「雄健(おたけび)」、「雄詰(おこころび)」、「気吹(いぶき)」と呼ばれる)⁴⁹を延々と行う様子は、戦後生まれの者には異様に映るだろう。どこまでも「同調した動き」を追いかけるカメラは、青年たちの表情がわかる距離には近づかない。「日本人」となるため

映畫になる勤
行報國青年隊
近く試寫會
皇國勤報隊士として日本精神を
具へ、この國臺北州外勤行報國青年
隊員を菓立って行った隊員達の
營舎に於ける日課並に生活をあらゆる
角度から映畫に記録し近く入
隊の新しい勤行戦士隊は六百萬
島民に認識させよう云々計画は
去る一月二十八日より會府文藝協
會で披露せられ、臺灣教育會
支部がこれを援助し約四ヶ月目の
十六日遂に同映畫は臺灣勤行報國
青年隊に於て完成した、當映畫は二
巻であるが原畫映畫としての並々
ならぬ苦心があり、梁井健監の師
示録君は本席に於て最初の試みで
あると云はれ、内容は正しい隊員
の姿が各畫面に凝縮と臨つて個性
しいものがある、近く同映畫は原
畫官助で試寫會をなす、その後
公開される決定、また純元三六
百皇國勤報隊大會の場を觀
めた記者映畫、若き氣風、四巻も
既に作成されて居る

【図版4】



【图版 6】



【图版 5】



【图版 8】



【图版 7】



【图版 10】



【图版 9】

に、「エイイッ」「ホッ」という掛け声とともにひたすら所作に没頭する（ように見える）青年たちを見上げる観客には、その内側を読み取ることができない【図版7】【図版8】【図版9】【図版10】。

ここで想起されるのが、戦時下で国民道場に派遣されて周金波が書いた小説『助教』である。小説では、道場内の日本人とも台湾人ともなじめず、それでも「台湾人扱いされたくない」と煩悶する台湾人青年が主人公となっている。小説『志願兵』を書き、戦後は「皇民作家」と呼ばれることになる周金波の小説においてすら、日本語を流暢に話し「助教」として道場で指導的立場にある台湾人青年は、自らのあり方を繰り返し問い続けないでいられないのである。日本語もおぼつかないまま、ひたすら神道の所作を行っていた青年たちの内面は、いかなるものだったのか。『台南州 国民道場』というフィルムはいわば、そうした疑問に接近することを許さない形で構成されているといえる。

なぜなら、こうした映像こそが台湾総督府にとって「日本人」になろうとする台湾人青年が「絵にかいた餅」ではなく「実在する」ことを証明する意味合いをもったことになるからである^⑩。そこに映し出されるべきは「同調する集団」としての台湾人青年であり、「個」として苦悩し葛藤する内面は、む

しる映し出されてはならない禁忌だったはずだ。同映画に、ただひとつのクローズアップも存在しないことは、製作者にそうした禁忌が意識されていたことの証左とも思われる。

4 おわりに

本稿では、台史博資料中の映画『台南州 国民道場』に関する事実関係の解明 (fact finding) を試みることを目的として、国民道場とは何か、同映画は当該時期の映画統制のなかにどのように位置づけることができるのか、という二点を考察した。

本稿で明らかになったことを整理すれば以下のようになる。すなわち、撮影対象となった国民道場とは「皇民錬成」を目的として一九三八年以後に州や郡レベルで建設を計画された施設である。台南州に先だって計画された高雄州など他地域でも建設されている。なお、台南州の場合は、単なる施設であるだけでなく「台南州令」「台南州訓令」に規定された独自の職制をもつ組織であることも確認できた。当時建設された複数の国民道場のうち、当該映画に撮影されたのは台南市汐見ヶ丘に建設された日輪舎という独自の形状をもつ宿舎が特徴的な施設で、一九四二年六月にはまず志願兵訓練のために開場された。だが、高雄州など他地域の国民道場建設計画発表当時の新聞記事から

は、当初は銃を持つ兵士というよりはむしろ銃後奉仕の人材を養成することに主眼がおかれていたとも思われる。この点、台南州国民道場の場合は、忠霊塔が施設の中心に据えられ、建設由来に台南出身の戦没軍人のエピソードが語られるなど、計画段階から軍事色が強かった。建設に際して八〇〇円の個人献金を行った着工当時の台南州知事一番ヶ瀬は総督府殖産局農務課長時代の一九三八年に台湾農業義勇団として台湾人青年を軍農夫として戦地に送出する事業に関わっており、同事業における作業の様子もまたフィルムで記録されて映画化されていたことは興味深い。

また、戦時下の映画統制について見てみると、「帝国」内部の「彼ら」たる戦地の日本人や朝鮮半島の志願兵に関する映画を利用することで台湾における志願熱を煽ろうとしていた傾向がみてとれる。総督府が自ら製作に関わった映画については、一九二〇年代以来の植民地台湾における映画利用の二つの方向すなわち台湾の外部に向かっては「台湾イメージ」を、台湾の内部に向かっては「日本イメージ」を発信する方向が継続して

いたことが確認できた。そのうち戦時下に特徴的な前者の動向としては台湾総督府臨時情報部が盧溝橋事変勃発後に南進政策映画の製作に熱を入れ始めたこと、後者の動向としては出征軍人の駅頭情景の記録映画を大和魂の発露として利用したことが挙げられる。だが、志願兵制度が実施され、徴兵制度の実施も迫るなか、総力戦下の運命共同体たる「台湾一家」という「我々」イメージが空虚なスローガンではないことを、台湾人に認識させるためには、それらの映画だけでは十分でなかった。そこに、台湾人青年自身がスクリーンに登場する『台湾勤行報国青年隊』や『台南州 国民道場』のような映画を、総督府が独自に製作する必要があったといえる。これらの映画は、「内地人、本島人、高砂族という三兄弟」が協力しあうべき「我々」であること、「皇民化」された台湾人青年が実在することを、言葉ではなく映像で証明するものだったからである。そこで、いわばスクリーンを仰ぎ見る観客が「皇民化」を目撃する証人として動員されていたともいえよう。

- (1) 呉密察・井迎瑞編『片格轉動間的台湾顕影——国立台湾歴史博物館修復館蔵日治時期記録影片成果』台南・国立台湾歴史博物館出版 発行、二〇〇八年六月。(その後二〇〇七年にあらためて収録されたものを含め二〇〇九年現在で一七五巻。内訳は三五mm一五二巻、一六mm二三巻)
- (2) 「片格轉動間的台湾顕影——館蔵日治時期電影資料整理及數位化計画」国立台湾歴史博物館ホームページ <http://digmuse.nmth.gov.tw/John/index.aspx> (閲覧日：二〇一二年一月三日)
- (3) 本稿もまたこのプロジェクトの研究成果の一部である。科学研究費補助金「挑戦的萌芽研究」植民地期台湾映画フィルム史料の歴史学的整理分析(二〇〇八―二〇〇九年度、研究代表者…三澤真美恵)。同プロジェクトの共同研究メンバーは呉密察(科研費応募当時の台史博物館長)、陳怡宏(台史博助理研究員)、古川隆久(日本大学文学部史学科教授)、棚木章(フィルムセンター主任研究員)、山内文登(台湾大学音楽学研究所助理教授)である。同プロジェクトでは、上記メンバーに鄭琮樺(韓国映像資料院研究員)を加え、二〇〇九年九月二六日に国際ワークショップ「植民地期台湾の映画フィルム史料に関する研究」(於日本大学文学部)を行い、各自成果報告を行った。本稿は、これらの成果報告からも多くを学んでいる。また、同研究を引き継ぐ形で、科学研究費補助金(基盤研究C)「東アジア植民地期映画フィルム史料の多角的研究モデル構築」(二〇一―二〇一四年度、研究代表者…三澤真美恵)がスタートした。本稿もまた、この一連のプロジェクトのケース・スタディのひとつといえる。筆者は別稿(三澤、二〇一〇a)において、同資料群のなかでも比較的早期に製作された嘉南大圳工事に関わる「幸福の農民」(一九二七年、台湾教育会製作)について取り上げた。台史博資料のうち、商業用劇映画七本を調査した古川隆久は、それらの特徴として「真面目な、あるいは教化色の強い内容の作品が多い」「娯楽性が強いのは喜劇物の『海底王キートン』と、定番物で人気スター共演の『水戸黄門廻国記』のみで、それ以外は『添物』、『田舎向き』、『教育映画』などと芸術的にも興行的にも否定的な評価の作品が多い」ことを指摘している(古川隆久「植民地期台湾所在の映画フィルム中の劇映画に関する若干の歴史学的考察」日本大学文学部人文科学研究小『研究紀要』八二巻、二〇一一年)。
- (4) 「助教」が実際に国民道場を取材して書かれたものであることについては、和泉司氏ご本人からご教示いただいた。
- (5) これは一九四四年四月一五日律令第一五号「台湾青年特別錬成令」により青年特別錬成所に改組される(宮崎、三二二頁)。国民学校未修了の男女青年の資質錬成を期すために「皇民錬成所」(もとの国語講習所を改組)が総督府によって設置された。
- (6) 台湾の人々を戦争に動員するため、植民地の「処遇改善」(一九四五年四月に選挙法の台湾での施行決定など)も打ち出されたが、当該時期の台湾は連日のような空襲を受け、戦場となっていたため、被植民者にとっては意味のないものだった(近藤、四三三)。
- (7) 一九三八年二月二日「高雄州来年度予算／総額六五〇万円／きのう内海知事発表」『台湾日日新報』によれば「皇紀二六〇〇年の高雄州の事業として二八万円を計上高雄市の近郊に約一万坪の土地を□して国民道場及総合運動場を設置の計画」。続報(一九四〇年六月一日、夕刊五版)で高雄市東北にある「鳥松の丘」が候補地となっている。
- (8) 一九三九年二月一日、夕刊五版「農業国民校内に国民学校を建設」『台湾日日新報』。続報(一九四〇年九月一日)で落成式の記事があり、完成が確認できる。
- (9) 「一万青年を動員／聖なる奉仕／新竹州国民道場の整地」『台湾日日新報』一九四一年一月二四日。
- (10) 同時に、青年道場という呼称の施設も「皇道精神培養を徹底化」するとして各地で設置されている(青年道場建設／率先鳳山郡で着
- (11) 一九四四年四月一五日律令第一五号「台湾青年特別錬成令」により青年特別錬成

工」『台湾日日新報』一九三八年一月二二日、「高砂族の道場」『台湾日日新報』一九四〇年九月二二日など。

(12) 『台南州報』二四五七号、一九四二年六月二一日。

(13) 「現地報告 臺南の日輪兵舎」『部報』一九四二年八月一日号、二二一―二七頁。

(14) 「本島から南方進出の／拓殖青年を養成／高雄の州立国民道場」『台湾日日新報』一九三九年三月七日。

(15) 「民雄に国民道場」『台湾日日新報』一九四〇年九月二二日、夕刊五版。「全青年団員再訓練」『台湾日日新報』一九四〇年一月二二日。

(16) 「忠霊塔と国民道場／台南州で建設に決定」『台湾日日新報』一九三九年六月七日。

(17) 「台南市に忠霊塔／国民道場も付設して／州民鍊成の聖地建設」『台湾日日新報』一九四〇年一月五日。ただし、建設決定時の知事は一番ヶ瀬ではなく、前々任者の川村直岡である。

(18) 「国防献金」『台湾日日新報』一九四一年四月二五日。同時に陸海軍各六百円計千二百円の国防献金もしている。台湾総督府檔案にはこの時の人事異動に関する総督府内部の人事案が残されており、最終的には森岡総務長官から小林総督に示された三案のうち第二案に沿って、一番ヶ瀬が新竹知事から台南知事に異動したことがわかる。(一番ヶ瀬佳雄任台南州知事、二等)一九四〇年五月一日、台湾総督府 甲種永久保存一〇一〇四―一七三。さら

に、同資料には一度は決まっていた内地から異動してくる人物(稲垣征夫)が軍の要請によって満州国勤務となり別の人物(宮木廣大、これにより新竹州知事となる)に変更された事実も示されており、人事面にも軍が影響力をもっていた時代背景が浮かび上がる。ただし、この時二見長官代理から森岡宛の電報文には「島内米穀事情逼迫ノ此ノ際一の成知事ヲ動かサズ又新来者ヲ第一線ニ立タシメサル方然ルヘシ」との見解が示されており、他に該当する人物がないことから「一の成」とは一番ヶ瀬」とすれば、彼は相当に信頼されていたことになる。

(19) 「一番ヶ瀬佳雄二級棒下賜」一九三五年五月一日、台湾総督府檔案、甲種永久保存一〇〇〇八二―七二。

(20) 一番ヶ瀬佳雄「台湾農業義勇団の昨今」『台湾時報』二三五号、一九三九年六月、一〇一頁。「全島地方長官会議」『台湾教育』二二二号、一九三八年五月、一四頁。宮崎によれば台湾における日本人官僚は高学歴の都市青年よりも田舎の青年のほうが「日本的価値を体現できる」と考えていたという。

(21) 殖産局農務課「台湾農業義勇団の近況」『部報』三三二号、一九三八年七月二五日、八頁。近藤正己「内海忠司の高雄「州治」と軍」近藤正己・北村嘉恵・駒込武編『内海忠司日記一九二八―一九三九・帝国日本の官僚と植民地台湾』京都大学学術出版会、二〇一二年、一一二頁。ただし、近藤によれば、内海の軍

への協力は「かならずしも軍の突き進む方向に従うことではない」、地方長官として「軍を利用」して自ら構想する「高雄工業地帯建設」を実現したのだという。

(23) 映画の冒頭は以下のナレーションと共に始まる。「決戦下皇民鍊成の風潮はますます全島を風靡しつつあるのであるが、本島南部を代表する台南にも、この機関として国民道場が開設されている。これは新台湾開発に、あるいは大東亜戦争に散華された、母国の英霊を祀るべき救霊塔を建設し、これを中心として皇民鍊成の聖域たらしむべく、延べ人員実に四〇万人の汗と油との奉仕によって完成されたものであることはその著しい特徴と言えるのである。」

(24) 「郡民の赤誠結実／斗六郡国民道場開場式」『台湾日日新報』一九四三年二月二二日。

(25) 一九四一年五月一〇日『大阪朝日新聞台湾版』。

(26) 「映画旬報」七八号、一九四三年四月二一日。『台湾公論』一九四二年三月号、二九頁。

(27) なお、「我々」(彼ら)という語は人称代名詞という性格からいってそもそも文脈依存的であり、「想像の共同体」(アンダーソン)を指す場合にも複数集団が重層的に含意されることとがある。そこで、本稿では混乱を避けるために、通常の指示代名詞や読者への呼びかけとして使用する場合にはカッコは付さず、文脈のなかで特定の「想像の共同体」を意味する場合には「」を付し、抽象的な包摂と排

除の概念として用いる場合には「〜」を付すこととする。

- (28) 『読売新聞』一九四二年六月二日。
- (29) 『台湾日日新報』一九四一年一〇月二四日。
- (30) 一九四三年には、朝鮮半島の国境警備隊を描いた『望楼の決死隊』(一九四三年)も台湾で上映されている(『台湾日日新報』一九四三年七月一六日)。
- (31) 『映画「阿里山番」あすから撮影開始』『台湾日日新報』一九三七年四月八日。ただし、続報が確認できないため当初予定の劇映画としては未完成だった可能性も高い。
- (32) 『録音映画「南進台湾」来月末から撮影に着手』『台湾日日新報』一九三七年一月二八日。
- (33) 新計画「映画「体育台湾」(『台湾日日新報』一九四〇年一〇月一〇日)の記事で、『時局下の台湾』が「各方面に博した」ことが報道されている。
- (34) 『台湾警察時報』三二二号、一九四一年一月。『南進台湾の使命 映画「南方発展史」で鼓吹』『台湾日日新報』一九四〇年一二月四日。
- (35) 『地方情報「明け行く厦門」初上映』『部報』一九三九年一〇月一日、一四頁。
- (36) 『内外情報「広東訪日婦女一行台湾滞在記録映画「興亜の華」完成』『部報』一九三九年八月二日、二四頁。
- (37) 『文化映画の「広東」台北で上映』『台湾日日新報』一九四〇年三月十七日。
- (38) 『台湾総督府臨時情報部製作／文化映画『広東』(第一報)』『部報』一九三九年一〇月一日、二三頁。
- (39) 『南進政策映画作製具体化す』『台湾日日新報』一九四〇年一二月二日。
- (40) 『祖国日本の姿／映画にとつて帰台』『台湾日日新報』一九三七年五月二八日。
- (41) 『映画「御国詣で」で／日本精神を鼓吹／社会教化の一助に資すべく／新竹州当局意気込む』『台湾日日新報』一九三七年六月四日。
- (42) 『出征軍人見送の／駅頭風景の映画／近く州下各地で映写』『台湾日日新報』一九三七年一月三日。
- (43) 『映画『九段の母』を見て』『部報』九〇号、一九四〇年三月一日。ただし、『東宝映画』とあるので、正式タイトルは『雲月の九段の母』(一九四〇年、渡辺邦男監督)と思われる。
- (44) 『座談会「台湾一家」で戦う台湾を語る——始政四十八周年を迎えて』『新建設』一九四三年四月一日、二頁。
- (45) 『座談会「軍官民のみる台湾要塞化』『新建設』一九四四年五月一日、四頁。
- (46) 同前『座談会「軍官民のみる台湾要塞化』六頁。
- (47) 前掲『座談会「台湾一家」で戦う台湾を語る』にも「内地人、本島人、高砂族」が招集されている。
- (48) 『映画になる勤行報国青年隊／近く試写会』『台湾日日新報』一九四一年四月一八日。同記事では映画『若き台湾』四巻がすでに作成済であることも記載されている。
- (49) 『視』の作法については、下記の西野神社ホームページを参照した。http://nshinoinia.or.jp/nshino/misogih.html (閲覧日：二〇一二年一〇月三十一日)
- (50) 『鍛える若人を激励／野村大将台南州国民道場視察』『台湾日日新報』一九四三年二月二六日。前駐米大使による視察「知事さんの説明に皆様の訓練振りを見全く感激している」。

日本語文献

- アンダーソン ベネディクト(白石さや・白石隆
 訳)、一九九七『増補 想像の共同体——ナショ
 ナリズムの起源と流行』N.T.T出版。
 和泉司、二〇一二『日本統治期台湾と帝国の〈文
 壇〉——〈文学懸賞〉がつくる〈日本語文学〉』
 ひつじ書房。
 奥平康弘、一九八六『映画と検閲』今村昌平・佐
 藤忠男・新藤兼人・鶴見俊輔・山田洋次編『講
 座日本映画Ⅱ—無声映画の完成』岩波書店、三
 〇二—三一八頁。
 金麗實、二〇〇六『映画と国家——韓国映画史
 (一八九七—一九四五)の再考』京都大学大学院
 人間・環境学研究所 博士論文。
 近藤正己、一九九六『総力戦と台湾』刀水書房。
 田島太郎(内務省理事官)、一九三七『映画検閲の
 根本精神と其の標準』『台湾警察時報』二六四号
 (一月)一四—二九頁。
 戸坂潤、一九三五—一九七七『日本イデオロギ―

論』岩波文庫。

- 古川隆久、二〇一一『植民地期台湾所在の映画フ
 イルム中の劇映画に関する若干の歴史学的考察』
 日本大学文学部人文科学研究所『研究紀要』
 八二号、一—一頁。
 三澤真美恵、二〇〇七『抗戦期中国の映画統制—
 取締から積極的活用へ』平野健一郎編『日中戦
 争期の中国における社会・文化変容』東京・財
 団法人東洋文庫、二三—一七〇頁。
 三澤真美恵、二〇〇一『殖民地下的〈銀幕〉—
 台湾総督府電影政策之研究(一八九五—一九四
 二年)』台北・前衛出版社。
 三澤真美恵、二〇一〇a『映画フィルム資料の歴
 史的考察に向けた試論——台湾教育会製作映
 画『幸福の農民』(一九二七年)をめぐって』王
 徳威・廖炳惠・黄英哲・松浦恒雄・安部悟編
 『帝国主義と文学』研文出版、三六七—三九三頁。
 三澤真美恵、二〇一〇b『帝国』と『祖国』のは
 ざま——植民地期台湾映画人の交渉と越境』岩

波書店。

- 宮崎聖子、二〇〇八『植民地期台湾における青年
 団と地域の変容』御茶の水書房。
 中国語文献
 陳怡宏、二〇〇八『観看的角度：『南進臺灣』紀錄
 片歴史解析』吳密察・井迎瑞編『片格轉動間的
 台湾顕影——国立台湾歴史博物館修復館蔵日治
 時期記録影片成果』台南・国立台湾歴史博物館
 出版、七六—九三頁。
 杜雲之、一九七二『中国電影史一・二・三』台
 北・台湾商務印書館。
 吳密察・井迎瑞編、二〇〇八『片格轉動間的台湾
 顕影——国立台湾歴史博物館修復館蔵日治時期
 記録影片成果』台南・国立台湾歴史博物館出版。
 鄭用之、一九四一『抗建電影製作綱領』『中国電
 影』一卷一期(一月)、一九—二〇頁。